

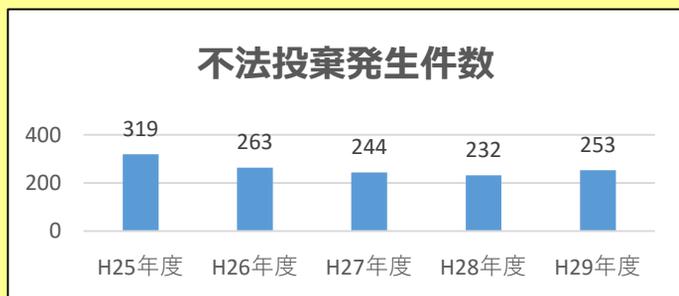
STOP!! 不法投棄

不法投棄は **犯 罪** です!!

「不法投棄」とは？

不法投棄とは、山林、河川、道路、公園、民有地などにみだりに廃棄物を捨てることをいいます。

茨城町では、不法投棄の件数は年々減少傾向にありますが、依然と**200件以上の事案が発生**しています。特に2～3月が不法投棄の発生件数が多くなる傾向があります。



実際の写真



捨てるのは許さない!!

「不法投棄」は「犯罪」になります!!

不法投棄を行った者は**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下**（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその両方の罰則が科せられます。

また、茨城町では、平成29年6月から「茨城町まちをきれいする条例」を施行し、空き缶等のポイ捨てゴミについても厳しく取締りを行っています。

あなたの土地も狙われているかも？

自分の土地にゴミが捨てられたときは、捨てた者が不明な場合、そのゴミを**自らの責任で、土地の所有者又は管理者が処理しなければなりません**。日頃から、土地の草刈りや防護ネット（囲い）などを設置してゴミを捨てられない環境作りにも心掛けましょう。

地域の「目」で防ごう！

茨城町では、茨城町産業廃棄物不法投棄監視員、茨城県又は警察と連携してパトロールを実施しておりますが、地域の皆さんの目で監視するのが一番効果的です。不法投棄を目撃した際には、不法投棄110番、茨城町みどり環境課又は茨城地区交番までご連絡いただきますようお願いいたします。

通報の際には、①**発見日時**、②**発見場所**、③**現場の状況等**を教えてください。なお、トラブルを避けるため、不法投棄を目撃しても、行為者に対し直接接触することは絶対にしないでください。

【連絡先】

- 不法投棄110番 ☎0120-536-380
- 茨城町みどり環境課 ☎029-240-7135
- 茨城地区交番 ☎029-291-0110

発見したらすぐ通報!!

